**北陸新幹線県内全線開業直前イベント開催業務委託仕様書**

本仕様書は、「北陸新幹線県内全線開業直前イベント開催業務委託」の契約候補者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

**１　事業名**

北陸新幹線県内全線開業直前イベント開催業務委託

**２　目的**

　２０２４年３月１６日の北陸新幹線県内全線開業に合わせ、開業直前イベントを開催することにより、県民の県内全線開業への気運を高めることを目的とする。

**３　委託期間**

　契約締結日から令和６年３月３１日まで

**４　委託費用**

　８，５００千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

**５　業務概要**

開催日　　令和６年２月の土日祝のうち１日

開催場所　木場潟公園　東園地及び中央園地周辺

　　　　　　　日没後　中央園地メモリアルグラウンド周辺で花火打ち上げ

日中　　東園地多目的ホールを中心にイベント

業務内容

（１）花火打ち上げについて

　　・新幹線開業直前を盛り上げるにふさわしいテーマの花火とし、２０分程度の演出を

想定するものとする。

・仕掛け花火等で開業カウントダウンを演出すること。

・関係機関との調整及び申請手続きから花火の制作、調達、機材等の調達、設置、打

ち上げ作業、原状回復までを行うものとする。

　　・花火打ち上げ場所については別添「花火打ち上げ場所」のとおりとする。

・打ち上げ場所から適宜危険区域を設定し、関係者以外が立ち入らないよう警備員等

を配備し、安全を確保すること。

（２）東園地でのイベントについて

日中の東園地（多目的ホールをメイン会場とする）でのイベントは、新幹線沿線

市町（小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町）と連携して実施するも

のとし、親子で楽しめ、新幹線開業をPRできる内容とすること。詳細内容について

は業者選定後に、県及び沿線市町と協議の上、決定するものとする。

（３）宣伝広報等

　　・多くの県民参加につながるよう、イベントを広く県民に周知すること。また、当日

参加者だけでなく、北陸新幹線県内全線開業についてより多くの人に知ってもらえ

るような話題性のあるイベントとすること。

・花火打ち上げ時の様子を地上や上空から撮影し、イベント終了後にPR動画として

配信できるようにすること

（４）当日イベント運営

・木場潟東園地、中央園地の会場周辺を行き来する参加者が想定されるため、歩行者

の安全確保に努めること。

・会場周辺住民や一般の利用者に支障がないよう配慮すること。

・木場潟公園の各園地に人が集まることが想定されるため、駐車場や周辺道路につい

ても配慮すること。

・万一、事故等が発生した場合やけが人等が出た際には、適切に対応すること。

（５）その他

　・実施・運営にあたり、公園管理者、煙火打揚業者、周辺地区住民、自治体、警察、消

防、JR西日本などの関係機関との連携、協議を行うこと。

・冬季のイベント開催となることから、天候への対応も考慮した企画とすること。

・契約後、事業実施計画及び運営マニュアルを作成し、提出すること。

**６　独自事業**

　県内全線開業に向けた気運醸成に向けて、受注者において実施する独自事業があれば提案すること。なお費用については、予算額に含めること。

**７　成果品の提出**

本業務の完了後、速やかに実施報告書、本事業において撮影した写真、動画、作成資料を提出すること。（ファイル形式などは県と協議の上、決定する）

**８　情報セキュリティの確保及び個人情報の保護等**

1. 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の

取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

1. 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用するこ

とはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

**９　権利関係**

1. 本事業の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則

として受注者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要となる手数料等の経

費については、予算額に含むものとする。

1. 本事業の実施による成果物は映像、画像等の著作権上の権利を済ませたうえで納入

すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応す

るものとし、発注者は責任を負わない。

1. 発注者から提供する以外の写真、画像等のデータを使用する場合は、第三者の肖像

権・著作権等の権利を侵害することのないように厳に注意すること。

**１０　その他**

（１）業務の実施にあたっては、発注者や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。

（２）業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、発注者と協議の上、決定するも

のとする。

（３）受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならな

い。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（４）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議し

て決めるものとする。